

高年齢者の雇用の安定等に関する法律施行 規則の一部を改正する省令案要綱



厚生労働省発職 0525 第1号
令和2年5月25日

労働政策審議会
会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案
要綱」について、貴会の意見を求める。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 シルバー人材センター及び事業主の義務の履行期限について、次のとおり定めるものとする。

1 シルバー人材センターについて、令和元年度の事業に係る高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十一条第二項の規定による事業報告書及び収支決算書の提出期限を令和二年八月末日までとすること。

2 事業主について、令和二年度においては、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第五十二条第一項の規定による定年及び継続雇用制度の状況その他高年齢者の雇用に関する状況の報告期限を令和二年八月末日までとすること。

第二 この省令は、公布の日から施行すること。